



| | |
|--------------|---|
| Title | 韓国における国際裁判管轄規則の立法について |
| Author(s) | 金, 美善 |
| Citation | 国際公共政策研究. 2016, 21(1), p. 103-114 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/57776 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

韓国における国際裁判管轄規則の立法について

New Korean rules on International Jurisdiction

金 美善*

Miseon KIM*

Abstract

The current Private International Law Act of Korea includes three articles on international jurisdiction. Art. 2 provides for general rules on international jurisdiction. Arts. 27 and 28 set down special rules to protect consumers and employees. But, because Art.2 was an abstract clause, the committee which the Ministry of Justice of Korea established in June 2014, stated that it should be replaced by more concrete and individual rules. On May 31, 2016, the Committee proposed an official draft of the amended Private International Law Act. The official draft covers the entire range of General Provisions on International Jurisdiction and included provisions which relate family matters, succession, jurisdiction gracieuse and maritime matters. However, the official draft has not been published. Based on the above facts, this article sets forth the author's Japanese translation and a brief discussion of the key provisions from the draft which the Committee prepared.

キーワード : 韓国、国際私法、国際裁判管轄、実質的関連性、改正

Keywords : Korea, International private law, International jurisdiction, Substantial connection, Amendment

*大阪大学大学院工学研究科特任助教

1. はじめに

日本では、2011年の民事訴訟法の一部改正の際に、財産権上の訴えに関する国際裁判管轄条項を設けた後、2014年から人事訴訟事件及び家事事件に関する国際裁判管轄について議論が行われ、2015年9月に整備の要綱案が公表された。同じく、韓国においても2014年に改正委員会を発足させ、国際私法の中に国際裁判管轄規定を追加する等の改正¹に向けた新たな動きが活発である。韓国の国際私法は、2001年に涉外私法から国際私法に全面改正され、その際に国際裁判管轄に関する一般規則として「実質的関連の原則」を採用した。しかし、同条は、抽象的な規定であり、裁判所は、それを拡大解釈する傾向があった。そのため、今までの判決の蓄積を参考に明確で個別の規定を置くために改正委員会を構成し、2015年6月に1次改正案を完成した。当初の予定では、2015年下半年期の国会提出を目指していたが、結局2016年1月に2次改正案を発表した後、公式的な動きはない状況である²。

上記から、本稿は、公式的な改正案ではないが改正委員会が発表した2次改正案とそれに関連する解説を紹介することを目的とする。紙幅の関係上、韓国国際裁判管轄規則について簡単に概観し、改正案を紹介した後、いくつかの条項について簡単な解説を加えることとする。

2. 韓国の国際裁判管轄規則の概観

韓国においては1962年1月15日に涉外私法が制定されたが、国際裁判管轄規則は存在せず、準拠法規則だけが規定されていたため、国際裁判管轄の判断は、民事訴訟法上の土地管轄規定を類推適用した、学説と判例による基準が定立されてきた³。そのような状況の中、韓国大法院が1995年に間接管轄権を判断したナウ精密事件⁴においてはじめて「実質的関連」が登場した。

2001年の涉外私法から国際私法への全面改正の際に、この「実質的関連」の基準を反映し、国際裁判管轄の決定基準に関する一般規則である第2条⁵を新設した。また、消費者（第27条）と労働者保護（第28条）のための管轄規定を置くこととなった。その後、2005年のhpweb.com判決⁶において第2条の具体的な判断基準に関する大法院の判断がなされたにもかかわらず、下級審が国際裁判管轄に関する独自の基準を提示するなど、裁判所の判決にも困難が生じ、裁判所の判断に任すこともできなくなったため、法制化を通じた基準の明確化が必要となってきた⁷。さらに、2005年のハーグ

¹ 準拠法に関する国際私法規定については、若干時代に合わない条項もあるが、それほど緊急性はないため、今回は、国際裁判管轄規則の新設が改正の中心となった。

² 2016年1月19日、行為能力に関して、民法が禁治産及び準禁治産制度を廃止し、成年後見、限定成年後見などの内容を改正したことから、取り急ぎ、国際私法第14条及び第48条の「準禁治産又は禁治産宣告」を「限定後見開始、成年後見開始、特定後見開始及び任意後見監督人選任の審判」に改正した。

³ 韓国の国際私法の歴史や実質的原則の原理については、様々な論文で紹介されているため、本稿では省略することとする。詳しい紹介としては、盧泰嶽、「韓国における国際裁判管轄 —2001年改定の国際私法の下で—」企業と法創造 4(1), (2007)、早稲田大学 21世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所) 224-234頁を参照。

⁴ 大法院 1995.11.21.宣告 93タ 39607判決。アメリカ会社である原告は、被告である韓国会社から無線の電話機を輸入したが、当該電話機による事故が発生したため、フロリダ州の裁判所に製造物責任に基づいた損害賠償請求を求める訴えを提起した。その後、勝訴した原告は、韓国の裁判所において執行判決を求める訴えを提起した。大法院は、国際裁判管轄を決定するにおいては、当事者間の平衡、裁判の適正、迅速および経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者間の平衡、便宜および予測可能性のような個人的な利益だけでなく、裁判の適正、迅速、効率および判決の実効性などのような法院又は国の利益も同時に考慮すべきである。このような多様な利益の中でどの利益を保護する必要があるかの如何は、個別事件において法廷地と当事者間の実質的関連性および法廷地と紛争となった事案間の実質的関連性を客観的基準として判断すべきであると述べた。

⁵ 第2条 国際裁判管轄

①法院は、当事者又は紛争になった事案が大韓民国と実質的関連がある場合、国際裁判管轄権を持つ。この場合、法院は、実質的関連の有無を判断するにおいて、国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従うべきである。

②法院は、国内法の管轄規定を参酌し国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮すべきである。

⁶ 大法院 2005.1.27. 宣告 2002タ 59788判決

⁷ 国際私法改正法案研究最終報告書、(2012) 10頁、その後の大法院 2008.5.29.宣告 2006タ 71908、71915判決、大法院 2010.7.15.宣告 2010タ 18355判決、大法院 2012.5.14.宣告 2009タ 68620において同様の立場をとっている。

国際裁判管轄合意条約の採択を受け、このような国際的な規範を国内法に反映させ、国際規範との調和を図る必要性から国際裁判管轄に関する具体的な基準の立法化に踏み切ることとなった⁸。

今回の改正において注目すべき点は、国際私法の中に、準拠法規則に対応する国際裁判管轄規則を明文化しようとした点である。財産管轄事件だけでなく、人事、家事及び非訴事件の管轄に関する規定の立法も範囲に含まれている。外国判決の承認・執行については、必要性は指摘しながらも、今回の改正では規定はしていない。

また、改正案の作成段階で、国際裁判管轄規則を纏めて規定するのか、又は法律関係別に準拠法規則と一緒に置くのかが議論となっていた。1次改正案では、準拠法規定に関する改正はないので、現在の条文配置を変更させないため前者を採用した形をとっていたが、2次改正案では、後者に変更し、法律関係別に国際裁判管轄規則と準拠法規則を規定することとなった。

以下では、2次改正案における国際裁判管轄規則を順番に沿って紹介する。

3. 条文の紹介

第1章 総則

第2節 国際裁判管轄

第2条（一般原則）①法院は、当事者又は紛争になった事案が大韓民国と実質的関連がある場合、国際裁判管轄権を持つ。この場合、法院は、実質的関連の有無を判断するにおいて、当事者間の衡平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従うべきである。

②この法やその他の法律、条約に国際裁判管轄に関する規定がない場合、法院は、国内法の管轄規定を参酌し、国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄権の特殊性を十分に考慮すべきである。

第3条（一般管轄）①大韓民国に常居所を有する人に対する訴えに関しては、法院に国際裁判管轄がある。常居所が大韓民国及び外国にもない場合又は知り得ない者の場合、その居所が大韓民国にある場合にも同様である。

②大使、公使、その他の外国の裁判権の行使対象から除外される大韓民国の国民に対する訴えについては、第1項に規定にかかわらず、法院に国際裁判管轄権がある。

③大韓民国に主な事務所、定款上の本拠地又は経営の中心地を有する法人又は団体、大韓民国の法に従って設立された法人又は団体に対する訴えについては、法院に国際裁判管轄がある。

第4条（財産所在地）財産上の訴えは、被告の財産が大韓民国にある場合には、次の各号のいずれに該当する場合に限って法院に提起できる。

1. その財産が請求の目的又は担保の目的である場合
2. その財産が差し押さえできる物であり、かつ紛争となった事案が、大韓民国と実質的な関連がある場合。ただし、その財産の価額が著しく低い場合にはその限りではない。

⁸ 孫京漢、「韓国国際裁判管轄立法の方向」、日韓国際私法学会間交流協定締結記念共同学術大会資料集（2015）、27頁

第5条（営業所所在地等）①大韓民国に営業所、又は事務所を有する者に対する当該営業所、又は事務所の業務に関する訴えは、法院に提起できる。

②大韓民国で、又は大韓民国に向けて継続的で組織的な営業又は事業活動を行う者に対する当該営業又は事業活動に関する訴えは、法院に提起できる。

第6条（合意管轄）①当事者は、一定の法律関係による訴えに関しては国際裁判管轄合意ができる。ただし、その訴えが外国法院の国際裁判管轄に専属される場合には、その限りでない。

②第1項の国際裁判管轄合意は、書面によって締結するか、又は証明可能な記録として作成しなければならない。

③第1項の合意は、専属的なものと推定する。

④第1項の合意は、その合意が属する契約と独立して、当該契約の無効や失効にもかかわらず、有効に存続する。

⑤外国法院を選択する専属的国際裁判管轄合意がある場合、法院は、訴えを却下しなければならない。ただし、次の各号のいずれに該当する場合は、その限りでない。

1. 合意によって指定された国の法（準拠法指定に関する法規を含む）によるとその合意が無効である場合
2. 合意をした当事者が合意を締結する能力がなかった場合
3. 合意の効力をそのまま認めると大韓民国の善良な風俗、その他の社会秩序に明白に違反する結果をもたらす場合
4. 合意によって指定された国の法院が事件を審理しないとしたり、又はその合意がそのまま履行できない明白な事情がある場合

第7条（弁論（応訴）管轄）本法に基づいて大韓民国に国際裁判管轄がない場合であっても被告が法院に任意に出席し、国際裁判管轄違反を主張せず、本案に関する弁論を行ったか又は弁論準備期日に陳述した場合は、法院にその事件に対する国際裁判管轄が生じる。

第8条（関連事件の管轄）①一つの訴えにおいて相互密接な関連がある複数の請求を行う場合、大韓民国にその中の一つの請求に対する国際裁判管轄がある場合には、他の請求に対しても法院に訴えを提起できる。

②共同被告の中の一人の被告が大韓民国に常居所を有する場合には、その被告に対する請求と他の共同被告に対する請求間に密接な関連があり、矛盾する裁判の恐れを回避する必要がある場合に限り、大韓民国に常居所を有しない共同被告に対しても法院に訴えを提起できる。ただし、専属的国際裁判管轄合意を行った当事者間ではその限りでない。

③家事事件の場合、離婚、養子縁組等、主な請求に養育者指定、扶養料などの付随的な請求を併合して請求できる。しかし、付随的請求に主な請求を併合させるのは認められない。

第9条（反訴管轄）被告は、本訴の請求、又は防御方法と密接な関連のある請求を目的とし、かつ訴訟手続きを著しく遅延させない場合、本訴が継続中である法院に反訴を提起できる。ただし、反訴の目的である請求が外国法院の国際裁判管轄に専属する場合には、その限りでない。

第 10 条（国際的な訴訟競合）①外国法院に継続中である事件と同一の訴えが法院に再び提起された場合、外国法院が下す裁判が法院で承認されると予想される場合には、職権、又は当事者の申請によって法院の決定で訴訟手続きを中止できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りでない。

1. 専属的国際裁判管轄合意に基づいて法院に国際裁判管轄がある場合

2. 法院で当該事件を処理することが外国法院で処理する場合より適切であることが明白である場合

②第 1 項に基づいた中止決定に対しては、直ちに控訴できる。

③法院は、国内法による承認要件を具備した外国判決が提出された場合は、第 1 項の訴えを却下しなければならない。

④法院は、外国法院で本案に対する裁判を行うために必要な措置を取らない、又は外国法院が合理的な期間内に本案に関して裁判を宣告しない場合には、当事者の申請により事件の審理を継続できる。

⑤本条を適用するにおいて、外国法院と法院に提起された訴えの前後は、訴えを提起した時を基準とする。

第 11 条（適用除外）①第 6 条から第 10 条までの規定は、事件が法院の国際裁判管轄、又はその当事者、若しくは事案と実質的関連を持つ外国法院に専属する場合には、これを適用しない。

②第 6 条、および第 7 条の規定は、家事事件には適用しない。ただし、本法に他の規定がある場合には、その限りでない。

第 12 条（保全処分事件）①法院に本案に関する国際裁判管轄がある場合、又は保全処分の対象となる物が大韓民国にある場合、法院に保全処分を申請できる。

②第 1 項の規定にもかかわらず、緊急の必要がある場合には、大韓国内に限って効力を持つ保全処分を法院に申請できる。

第 13 条（国際裁判管轄の不行使）①法院は、本法に基づいて国際裁判管轄を有する場合でも、法院が国際裁判管轄権を行使するのが不適切で、国際裁判管轄がある外国法院が紛争を解決するにおいてより適切であるとの例外的な事情が明白に存在する場合には、本案に関する最初の弁論期日以前の被告の申請に基づいて訴訟手続きを決定によって中止するか、訴えを却下できる。ただし、法院が当事者の合意によって管轄を持つ場合は、その限りでない。

②第 1 項の場合、法院は、訴訟手続きを中止するか、却下する前に原告に被告の申請について争う機会を付与しなければならない。

③第 1 項に基づいた決定に対しては直ちに控訴できる。

第 14 条（非訴事件）本法の規定は、非訴事件の国際裁判管轄に準用する。ただし、本法に明示的な規定があるか、その性質上、準用できない場合には、その限りでない。

第 2 章 人

第 1 節 国際裁判管轄

第 23 条（失踪宣告等の事件）①失踪宣告に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に国際裁判管轄がある。

1. 不在者が大韓民国の国民である場合
2. 不在者の最後の常居所が大韓民国にある場合
3. 不在者の財産が大韓民国にあるか、大韓民国の法律によるべき法律関係がある場合、その他の正当な事由がある場合（ただし、当該財産及び法律関係に限る）。

②不在者の財産管理に関する事件は、不在者の最後の常居所又は財産が大韓民国にある場合、法院に国際裁判管轄がある。

第 24 条（法人及び団体に関する事件）大韓民国の法令によって設立された法人や団体の設立無効、解散、又はその法人や団体の決議の有効性に関する訴えは、法院に限って提起できる。

第 4 章 物権

第 1 節 国際裁判管轄

第 32 条（物権に関する事件）①不動産に関する所有権やその他の物権に関する訴えは、当該不動産が大韓民国にある場合、法院に提起できる。不動産の使用を目的とする権利に基づいた訴えの場合も同様である。

②公的帳簿に登録を要する動産の所有権やその他の物権に関する訴えは、大韓民国が当該公的帳簿を管理する場合、法院に提起できる。そのような動産の使用を目的とする権利に基づいた訴えの場合も同様である。

③大韓国内において登記又は登録が行われる不動産登記簿又は公的帳簿の登記又は登録に関する訴えは、法院に限って提起できる。ただし、当事者間の契約による移転又はその他の処分に関する登記又は登録に関する訴えは、その限りでない。

第 5 章 知識財産権

第 1 節 国際裁判管轄

第 38 条（知識財産権の成立等に関する事件）①登録又は寄託によって初めてその権利が創設される知識財産権（以下、登録知識財産権と称する）が、大韓民国に登録されている場合は、その知識財産権の成立、有効性及び消滅（以下、成立等と称する）に関する訴えは、法院に限って提起できる。ただし、登録知識財産権の契約による移転、その他の処分の登録に関する訴えの場合には、その限りでない。

②第 1 項の規定は、登録知識財産権の成立などが先決問題として提起された場合には、適用されない。

第 39 条（知識財産権の契約事件）知識財産権の譲渡、担保権の設定、使用許諾などの契約に関する訴えは、その知識財産権が大韓民国で保護、使用、又は行使される場合、法院に提起できる。知識財産権に関する権利が大韓民国で登録される場合も同様である。

第 40 条（知識財産権の侵害事件）①知識財産権の侵害に関する訴えは、その侵害行為が大韓民国で行われた場合、法院に提起できる。知識財産権の侵害行為が大韓民国に向けて行われた場合も同様である。

②知識財産権に対する主な侵害行為が大韓民国で行われた場合には、外国で発生した被害を含む侵害行為によるすべての被害に関する訴えを法院に提起できる。

第6章 債権

第1節 国際裁判管轄

第45条（契約事件）契約に関する訴えは、次の各号のいずれに該当する場所が大韓国内にある場合、法院に提起できる。

1. 物品供給契約の場合には、物品引渡地
2. 役務提供契約の場合には、役務提供地
3. 物品供給地と役務提供地が複数であるか、又は物品供給と役務提供を共に目的とする契約の場合には、義務の主な部分の履行地

第48条（不法行為事件）不法行為を原因とする訴えは、加害行為又はその結果が大韓民国で発生した場合、法院に提起できる。ただし、その結果が大韓民国において発生することを予見できなかった場合には、その限りでない。

第7章 親族

第1節 国際裁判管轄

第60条（婚姻関係事件）①婚姻関係に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に国際裁判管轄がある。

1. 原告と未成年の子の全部、又は一部の常居所が大韓民国にある場合
2. 夫婦の一方の常居所が大韓民国にあり、夫婦の最後の共同常居所が大韓民国にあった場合、
3. 夫婦共に大韓民国の国民である場合
4. 大韓民国の国民として大韓民国に常居所を持つ原告の婚姻関係解消だけを目的とする場合

②夫婦の双方を相手とする婚姻関係に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に国際裁判管轄がある。

1. 夫婦中一方の常居所が大韓民国にある場合
2. 夫婦中一方が死亡した時、生存する他方の常居所が大韓民国にある場合
3. 夫婦の双方が死亡したとき、夫婦の中の一方の最後の常居所が大韓民国にあった場合
4. 夫婦の双方が大韓民国の国民である場合

第61条（親子関係事件）親子関係の成立、及び解消に関する事件は、子の常居所が大韓民国にあるか、又は子及び被告となる親の一方が大韓民国の国民である場合、法院に国際裁判管轄がある。

第62条（養親子関係事件）①養子縁組の成立に関する事件は、養子になる者、又は養親になる者の常居所が大韓民国にある場合、法院に国際裁判管轄がある。

②養親子関係の存否確認、又は離縁に関する事件については、第61条を準用する。

第63条（親権等の事件）①未成年の子に対する親権、養育権及び面接交渉権の行使、又は後見に関する事件は、子の常居所が大韓民国にある場合、法院に国際裁判管轄がある。ただし、大韓民国に常居所があった子が不法に外国に移動したが、又は奪取された日から一年が経過し、新しい環境に適応した場合には、その限りでない。

②未成年の子の後見に関する事件は、その子の財産が大韓民国にあり、その子を保護する必要がある場合にも法院に国際裁判管轄がある。

第 64 条（扶養事件）①夫婦、親子等の親族関係から生じる扶養義務、その他の扶養に関する事件は、扶養権利者の常居所が大韓民国にある場合、法院に国際裁判管轄がある。

②当事者は、扶養に関する事件に関して国際裁判管轄合意ができる。ただし、被扶養者が未成年者、又は被成年後見人であるか、国際裁判管轄合意を行った場所が、当事者又は事案と実質的関連がない場合には、その限りでない。

第 65 条（成年後見事件）成年後見に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に国際裁判管轄がある。

1. 被後見人（被後見人になる者を含む、以下同様）の常居所が大韓民国にある場合
2. 被後見人が大韓民国の国民である場合
3. 被後見人の財産が大韓民国にあり、被後見人を保護する必要がある場合

第 66 条（家事調停事件）家事調停事件は、調停の対象となる事件が、法院に国際裁判管轄があるか、又は当事者が法院に家事調停を申請できるという書面合意をした場合、法院に国際裁判管轄がある。

第 8 章 相続

第 1 節 国際裁判管轄

第 80 条（相続等の事件）①相続に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する場合、法院に国際裁判管轄がある。

1. 被相続人の死亡当時の常居所が大韓民国にある場合、被相続人の常居所が不明確な場合には、最後の常居所が大韓民国にあった場合も同様である。
2. 大韓民国に相続財産がある場合。ただし、その相続財産の価額が著しく低い場合には、その限りでない。

②遺言に関する事件は、遺言者の遺言当時の常居所が大韓民国にあるか、遺言の対象となる財産が大韓民国にある場合、法院に国際裁判管轄がある。

③当事者は、相続又は遺言に関する事件について、国際裁判管轄合意ができる。ただし、被扶養者が未成年者、又は被成年後見人であるか、国際裁判管轄合意を行った場所が、当事者又は事案と実質的関連がない場合には、その限りでない。

第 9 章 手形・小切手

第 1 節 国際裁判管轄

第 83 条（手形・小切手事件）手形・小切手に関する訴えは、手形・小切手の支給地が大韓国内にある場合、法院に提起できる。

第 10 章 海事

第 1 節 国際裁判管轄

第 93 条（船舶所有者等の責任制限事件）船舶所有者・傭船者・船舶管理人・船舶運航者、その他の

船舶使用人（以下、船舶所有者等とする）の責任制限事件は、次の各号のいずれかの場所が大韓民国にある場合、法院に提起できる。

1. 債権が発生した船舶の船籍地
2. 船舶所有者等の常居所地又は主な事務所の所在地
3. 事故発生地（結果発生地を含む）
4. 事故後、船舶が最初に到着した地
5. 船舶所有者等の財産が差し押さえられた地（仮差押え地と担保が提供された地を含む。以下同様）
6. 船舶所有者等に対して制限債権に基づいた訴えが提起された地

第 94 条（船舶所有者等に対する事件）船舶所有者等に対する船舶、又は航海に関する事件は、船舶に対する差し押さえが執行された場所が大韓国内にある場合、法院に提起できる。

第 95 条（共同海損事件）共同海損に関する事件は、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起できる。

1. 船舶の所在地
2. 船舶に対する差し押さえが執行された地
3. 事故後、船舶が最初に到着した地

第 96 条（船舶衝突事件）船舶の衝突やその他の事故に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起できる。

1. 加害船舶の船籍地又は所在地
2. 衝突事故発生地
3. 加害船舶が事故後最初に到着した地
4. 加害船舶を差し押さえた地

第 97 条（海洋事故救助事件）海洋事故救助に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当する地が大韓民国にある場合、法院に提起できる。

1. 海洋事故救助があった地
2. 救助された船舶が最初に到着した地

4. 解説

まず、第 2 条の一般管轄に関しては、現行国際私法第 2 条の条項が、実質的関連を要求しながらその有無については規定していなかったことから、実質的関連の有無を判断する基準を具体化した⁹。また、一般管轄については、2001 年改正時に連結点として住所の概念を捨て、常居所概念を採択しているため、国際裁判管轄権の立法においても一貫性を維持し、常居所概念を採用することになった。しかし、常居所の判断基準は明確にされていない¹⁰。一方、法人などの団体の一般管轄は、国際的な

⁹ 孫京漢、前掲 (7)、13 頁

¹⁰ 石光現、『国際民事訴訟法』、91 頁

流れを反映するとともに、法人などの団体の準拠法規定である国際私法第16条¹¹との整合性を図るために、主な事務所、定款上の本拠地や経営の中心地を韓国においている法人だけでなく、韓国法によって設立された法人にも韓国裁判所の国際裁判管轄を認めている。これは、日本の民事訴訟法第5条の5において、事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものに限って、当該事務所又は営業所の所在地に国際裁判管轄を認めているのとは異なる点である。

関連事件の管轄（併合管轄）については、国際事件に関する客観的併合や主観的併合は、国内訴訟の場合より厳格な併合要件を要求し、当事者間の国際的な紛争の一義的な解決を通じて紛争解決の迅速と経済を図るという観点から処理されるべきであるとの議論がなされた結果、請求間の「密接な関連」を要求することとなった。しかし、その詳細については規定しておらず、判例の解釈に従うことになる。この立場は、実質的に日本の民事訴訟法第3条の6と同じ立場であると考えられる。

財産所在地管轄については、まず、韓国に所在している被告の財産が、請求、又は担保の目的である場合に韓国裁判所に国際裁判管轄が認められる。次に、当該財産が請求や担保の目的でなくても、差し押さえできるものであり、かつ紛争となった事案が、韓国と実質的な関連がある場合に国際裁判管轄が認められる。いかなる場合に事案と韓国との実質的な関連があると判断できるかについては、明確にされていないため事件ごとに判断することになると考えられる。また、「価額が著しく低い」の判断はどのように行うか、すなわち、相対的なのか絶対的なのかについても議論はあったものの、具体的な規定はせず解釈に委ねるとされている¹²。

営業所所在地管轄は、韓国国内に営業所や事業所を有する場合、その営業所の業務に関する訴えに限定して韓国裁判所が管轄を持つとしている。また、韓国において継続的で組織的な営業又は事業活動をする外国人に対しても当該営業又は事業活動に関する訴えであれば、韓国裁判所が管轄を持つことになる。さらに、韓国内で営業活動を行っていない場合でも、外国から韓国に向けたインターネット、郵便、放送などを利用して継続的で組織的に営業活動を行った場合も同様である¹³。

失踪宣告等の国際裁判管轄については、不在者の財産管理に関する事件は、不在者の財産の所在だけでなく、不在者の最後の常居所も管轄原因として認めている。この点、日本の人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備要綱¹⁴では、不在者の財産所在だけを管轄原因として認める方向となっていることは、異なっている。

不動産やその他の物権に関する訴えは、当該物権が韓国に所在する場合は韓国裁判所に提起でき、登録を必要とする動産の所有権やその他の物権については、公的帳簿が韓国において管理されている場合には韓国裁判所に提訴できるとしている。第1項、2項は、これらは専属管轄として認められているわけではないが、第3項の場合は、韓国内で登記又は登録が行われる不動産の登記や登録に関する訴えは、当事者間の契約による移転や処分以外には韓国裁判所に専属管轄を認めていると解釈できる。

知的財産権に関する国際裁判管轄権の問題としては、成立及び有効性に関する事件、その権利の帰属に関する事件、知的財産権の侵害事件、知的財産権の取引事件などが挙げられており¹⁵、立法にお

¹¹ 第16条（法人及び団体）法人及び団体は、その設立の準拠法による。ただし、外国で設立された法人又は団体が大韓民国に主な事務所があるか、大韓民国で主な事業を行う場合には、大韓民国の法による。

¹² 張峻赫、「財産関係訴訟の国際裁判管轄」日韓国際私法学会間交流協定締結記念共同学術大会資料集（2015）、132-133頁

¹³ 孫京漢、前掲（8）30頁

¹⁴ 法務省「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案（案）」次から入手可能。<http://www.moj.go.jp/content/001160142.pdf>

¹⁵ 孫京漢、前掲（8）、37頁、石光現『国際民事訴訟法』（2012）、115頁

いても各々に関する国際裁判管轄規則を個別に規定すべきであるとされた。条文は、登録によって権利が発生する知的財産権の成立、又は有効性に関する紛争は、登録国の専属管轄として規定しているが、成立、有効性又は先決問題として提起された場合には、その限りではない。また、侵害事件については、主な侵害行為が韓国で行われた場合には、外国で発生した被害を含め、侵害行為によるすべての損害に関する訴えを韓国裁判所において提起できるとしている¹⁶。

契約事件の国際裁判管轄については、今までの判例が義務履行地を過度に広く解釈してきたことから、特徴的給付が行われる義務の履行地に縮小して解釈すべきとの議論が行われ、韓国が物品の引き渡し地、又は役務の提供などの特徴的給付の履行地国である場合に国際裁判管轄を持つと規定した。また、ここでの「義務履行地」は、国際私法が指定する契約の準拠法によって決定され、義務履行地に関する当事者の合意がある場合にはそれに従うことになる。

婚姻関係事件の国際裁判管轄を法律関係ごとに分けることなく、統合的に規定し、常居所地管轄を原則とするが、例外的に本国管轄を認めた。また、夫婦財産制に対する特則は設けなかった。さらに、婚姻関係事件を原則的に専属管轄とし、合意管轄と弁論管轄を否定することとなった。

成年後見に関する事件には、成年後見事件、限定後見事件、および特別後見事件のすべてが該当され、成年後見の開始審判だけでなく、後見人選任審判、任意後見監督人の選任、後見人変更や開始の取消、保護処置などの事件も含まれるとされる¹⁷。また、改正案は、被後見人の常居所および国籍以外にも大韓国内に財産を持っている場合には、大韓民国で被後見人を保護する必要があるとして、被後見人の財産の所在も管轄原因としている。

家事調停事件の国際裁判管轄に関連しては、家事調停事件について韓国裁判所が国際裁判管轄を持つ場合以外にも当事者による管轄合意も認めることとなったが、書面で合意することを求めている。これに対して、日本の人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案では、①当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき、②相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき、③当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたときのいずれかに該当する場合、原則として日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるとしている¹⁸。また、合意については、民事訴訟法第3条の7第2項及び第3項を準用し、書面や電子的記録でよることを求めている。日本の要綱案は、相手方の住所も管轄原因として認めている点で韓国の改正案よりは広いと思われる。

海事事件については、船舶の衝突事件に関連して、日本の場合、損害を受けた船舶に着目するが、韓国の場合、加害船舶に着目している。その理由としては、加害船舶が被告となる場合を想定しており、準拠法決定においても加害船舶を基準としている点、対立型の国際的¹⁹二重訴訟は、管轄規則より Forum non conveniens で解決した方がよいということが背景にあるとされている¹⁹。海洋事故救助事件については、日本の民訴法第3条の3第10号と同じく、救助された船舶が最初に到達した地が管轄を持つと規定している。

¹⁶ 孫京漢、前掲(8) 36-37頁

¹⁷ 金元泰、「家族関係非訴の国際裁判管轄に関する討論文」日韓国際私法学会間交流協定締結記念共同学術大会資料集(2015)、206頁

¹⁸ 前掲(14) 人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案(案)、13

¹⁹ 張竣赫、前掲(12) 145頁

5. 結論

私見としては、精緻な国際裁判管轄に関する条項を規定することを試みた点、国際私法内に国際裁判管轄規則を規定しようとした点、人事・家事・非訴事件に関する国際裁判管轄まで広く規定した点、国際条約等の国際的な流れを参照して規定を行った点においては、評価できると思われる。しかし、常居所概念の不明確性、併合管轄における「密接な関連」の基準の不明確性、財産所在地管轄における韓国と財産との「実質的関連」、及び「著しく低い価額」に対する判断基準がない等いくつか問題も残っているように思われる。また、外国判決の承認・執行に関する条項は、今回の改正においては抜けているが、今後、これらに関する議論も必要になるのではないかと考える。

本稿においては、紙幅の制限や著者の力量不足により、全条項に関する詳細な解説及び日本の国際裁判管轄規則との比較ができなかった点は大変遺憾であるが、今後も、韓国の国際私法改正の動向に注目しながら、韓国法務部の正式な改正案及び解説を待ちたい。